

名古屋北 法人会だより

No.

144

2019年 5月

presented by 筆

〔題字〕名古屋北税務署長 亀嶋 千明



国府宮はだかまつり 大鏡餅奉納



名古屋北法人会は、平成31年2月開催の国府宮はだかまつり大鏡餅奉納に協賛いたしました。
(写真提供：名古屋市守山区奉賛会提供)

CONTENTS

名古屋北法人会だより No.144

税務相談窓口	1
愛知県広報	4
名古屋市広報	5
青年部会コーナー	8
税理士会コーナー	9
会員のページ	11
「大鏡餅奉納成就に大感謝」 瀬古支部 森藤技研工業(株) 森 藤左エ門	
税に関する絵はがきコンクール応募作品	13
女性部会コーナー	15
市内合同講演会	17
「AIが創りだす今後の30年間の世界」 富士通株式会社 常務理事 首席エバンジェリスト兼エバンジェリスト推進室長 中山 五輪男 氏	
新会員紹介	20
法人会事業・支部コーナー	21
会員変更届	22

今回の表紙

藤の回廊と名古屋城

4月下旬から5月上旬あたりに見ごろを迎える、名城公園の「藤の回廊」。

全長660mに亘り、美しい姿を見ることができます。

藤の回廊から名古屋城（現在天守閣復元工事中）も併せて楽しむことができます。



(写真提供 名城公園・名城公園フラワープラザ)

税務署からのお知らせ

飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・ 記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】(現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】(2019年10月～)
帳簿の 記載事項	- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 - 取引年月日 - 取引の内容 - 取引の対価の額	左記の記載事項に加え 軽減税率の対象品目である旨

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)



〔これまで〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇屋、仕出弁当代)	〇,〇〇〇
⋮		
XX年合計		〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

〔軽減税率制度実施(2019年10月)後〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇屋、仕出弁当代)	□,□□□
⋮		
XX年合計		〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目

8%対象 ■■■,■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■,■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

(注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

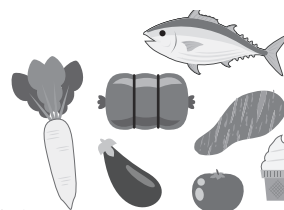
ステップ2 対応するための準備

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(※)への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- ☐ 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

【参考】飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備

- ・ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- ・ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・ 税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・ 納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・ 値札の付け替え、価格表示の変更準備



※ 売上げについても「区分経理」が必要です。

※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

これまでは、①「帳簿（元帳等）」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿 ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	帳簿（「区分経理」されたもの） ↓ ↓ ↓ ↓ 青色申告決算書等→所得税確定申告書 ↓ 課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※ 軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

**軽減税率制度はすべての事業者の方に関係がありますので
説明会の参加をお願いします!!**

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

次の開催日程等のとおり、軽減税率制度の概要や制度への対応に係る支援制度などをテーマとした説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

開催日時		開催場所	定員	主催者	連絡先
開催日	時間				
5月13日 (月)	14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
5月16日 (木)	10:30~12:00 14:00~15:30	守山区役所 3階 講堂 (名古屋市守山区小幡1丁目3-1)	300名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
5月28日 (火)	14:00~15:30	中日信用金庫 本店 2階ちゅうしんホール (名古屋市北区清水2丁目9番5)	70名	中日信用金庫 名古屋北税務署 名古屋北法人会	中日信用金庫 業務推進部 (052-913-9112) 名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
6月7日 (金)	14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
6月10日 (月)	14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
7月5日 (金)	10:30~12:00 14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
8月28日 (水)	10:30~12:00	守山区役所 3階 講堂 (名古屋市守山区小幡1丁目3-1)	300名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
8月29日 (木)	10:30~12:00 14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
9月6日 (金)	10:30~12:00 14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))
9月13日 (金)	10:30~12:00 14:00~15:30	名古屋北税務署 1階大会議室 (名古屋市北区清水5丁目6番16)	40名	名古屋北税務署	名古屋北税務署 法人課税第一部門 (052-911-2471(内513))

- 会場の収容人員の都合により、ご出席いただけない場合もございます。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。
- 午前及び午後の説明内容は同じです。
- 上記のほかに、県内各税務署においても随時軽減税率説明会を開催しています。開催予定一覧表は、国税庁ホームページでご覧いただけます。

愛知県税だより

自動車税の納税をお忘れなく

◇5月31日（金）は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等で納付してください。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード（決済手数料がかかります。）、PayB（ペイビー）でも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの登録手続を他の人（自動車販売業者など）に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が3月末までに行われていないことが考えられますので、依頼先に御確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ

電話 052-531-6305（ダイヤルイン）

※クレジットカード納付等に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課Webサイト
(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>) をご覧ください。

名古屋北法人会 会員のみなさまへ

2019年度から年会費が変わっています。

●年会費は加入企業の資本金によって異なります。

資本金	年会費
300万円未満	5,000円
300万円以上	8,000円
500万円 "	10,000円
800万円 "	12,000円
1,000万円 "	14,000円

資本金	年会費
3,000万円以上	30,000円
5,000万円 "	36,000円
8,000万円 "	40,000円
10,000万円 "	46,000円
30,000万円 "	60,000円

資本金等なし	年会費
支店 営業所 公益法人 宗教法人 学校法人 個人事業主	5,000円

※4月～8月間に初めて法人会にご加入いただいた会員は初年度のみ通常会費の半額になります。

名古屋市税だより

●法人市民税のご案内

名古屋市では、法人市民税の5%減税について、減税実施後の法人を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえるとともに、法人の寄附の促進を図るため、平成31年4月1日以後に終了する事業年度から組み替えることとし、2年間の時限措置として、寄附金額に応じて法人市民税を減免する「企業寄附促進特例税制」を創設しました。

「企業寄附促進特例税制」の概要

減免の適用を受けられる法人	対象の寄附金として合計5,000円以上を支出した法人
対象の寄附金	名古屋市、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、 名古屋市が条例で指定した団体への寄附金（※）
減免額	寄附金額の69%に相当する額 （ただし、法人市民税額の2.5%に相当する額が上限となります。）
適用期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する事業年度 例：3月末決算法人 平成31年3月31日に終了する事業年度 → 5%減税 平成32年3月31日に終了する事業年度 平成33年3月31日に終了する事業年度

※名古屋市が個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例で指定している寄附先への寄附金が対象となります。寄附先の一覧は、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）の「企業寄附促進特例税制について」をご覧ください。

～「企業寄附促進特例税制」のイメージ（10万円の寄附を行った場合）～

← 寄附金額 10 万円 →	
【国税＋地方税】 損金算入による軽減	【法人市民税】「企業寄附促進特例税制」による減免 寄附金額 × 69%（上限：法人市民税額 × 2.5%）
30,600 円 （名古屋市の実効税率 30.60%を適用した場合）	69,000 円 （法人市民税額が 276 万円未満の場合は法人市民税額の 2.5%に相当する額となります）

減免を受けるための手続（平成31年4月1日以後に終了する事業年度分～）

- ① 名古屋市公式ウェブサイトの「企業寄附促進特例税制について」のページから減免申請書の様式をダウンロードしてください。
- ② 各事業年度に係る法人市民税の確定申告期限までに、減免申請書に寄附先が発行する領収書または受領証の写しなど（寄附金の額・寄附先・寄附年月日を証する書類）を添付して、市内の主たる事務所等が所在する区を担当する市税事務所に提出してください。
※1 予定（中間）申告の際に減免申請をすることはできません。
※2 確定申告の際には、減免前の法人市民税額を納付してください。
- ③ 減免申請が承認された場合、減免承認通知書と還付請求書をお送りします。
- ④ 還付請求書に必要事項を記載し、返送してください。
- ⑤ 還付請求書に記載していただいた金融機関の口座に減免額を還付します。

法人市民税の税率の変更

●法人税割の税率

法人の区分		申告の際に適用すべき税率	
		平成31年3月31日以後に終了する事業年度分	平成31年4月1日以後に終了する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人		11.495%	12.1% (注2)
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの(注1)		
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの(注1)	9.215%	9.7% (注3)
④人格のない社団等			

(注1) 2以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに**按分する前の額**で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあつては、「年2,500万円」とあるのは「**2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額**」と置きかえて判定します。

(注2) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度分については、8.4%に変更予定です。

(注3) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度分については、6.0%に変更予定です。

●均等割の税率

法人の区分		申告の際に適用すべき税率(年額)	
資本金等の額(注4)	従業者数(注5)	平成31年3月31日以前に終了する事業年度分	平成31年4月1日以後に終了する事業年度分
公益法人等、人格のない社団等		47,500円	50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	47,500円	50,000円
	50人超	114,000円	120,000円
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	123,500円	130,000円
	50人超	142,500円	150,000円
1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	152,000円	160,000円
	50人超	380,000円	400,000円
10億円を超え 50億円以下の法人	50人以下	389,500円	410,000円
	50人超	1,662,500円	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	389,500円	410,000円
	50人超	2,850,000円	3,000,000円

(注4) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から次により算出した合計額を税率区分の基準とします。

※ 税率区分の基準(調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較)について

調整後の資本金等の額 $\geq$ 資本金+資本準備金 $\Rightarrow$ **調整後の資本金等の額**

調整後の資本金等の額 $<$ 資本金+資本準備金 $\Rightarrow$ **資本金+資本準備金**

※ 調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※ 無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類(株主総会議事録等)を確定申告書に添付してください。

(注5) 区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

栄市税事務所 市民税課 法人市民税係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)

電話 052-959-3305

●軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡や廃車などをしても、月割ではなく、その年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所でを行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車を取得や廃車された場合の申告については、名古屋市内の最寄りの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で受け付けています。なお、軽自動車に関しては一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所で、2輪の小型自動車（2輪の軽自動車を含みます。）に関しては愛知運輸支局で申告を受け付けています。

税制改正により、平成27年度分以降に適用される軽自動車税の税率が変わっています。3輪及び4輪以上の軽自動車については最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって適用される税率が変わります。

例)

		平成31年度
軽自動車 (乗用・自家用)	平成27年3月以前に 最初の新規検査を 受けた車両	7,200円 [ただし、最初の新規検査が平成18年3月以前の場合は重 課税率12,900円が適用]
	平成27年4月以後に 最初の新規検査を 受けた車両	10,800円 [ただし、最初の新規検査が平成30年4月から平成31年 3月、かつ、一定基準の環境性能を有する場合は平成31 年度分に限り軽減税率（2,700円、5,400円または 8,100円）が適用]

金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係
 〒460-8626
 名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）
 電話052-324-9803

●簡単・便利！ インターネットでの市税の申告！

名古屋市では、エルタックス（eLTAX）を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

○電子申告が可能な市税の税目

個人住民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税および固定資産税（償却資産）

○電子納税が可能な市税の税目

個人住民税（特別徴収）、法人市民税および事業所税

○エルタックスについてのお問い合わせ先

エルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）

「エルタックス」ヘルプデスク 電話番号：0570-081459

（IP電話等をご利用の場合 電話番号：03-5500-7010）

活動レポート

研 修 会

12.11 青年部会税務研修会

テーマ 「消費税の軽減税率制度とその対応について」
～8%と10%どっち?くわしくわかります～

講 師 名古屋北税務署 副署長 山手健次 氏
法人第一統括官 前田幸夫 氏



1.22 新春名古屋北税務署長を囲む会 (女性部会と共催)

ガーデンレストラン徳川園

テーマ 「名古屋北税務署長の新春放談」

講 師 名古屋北税務署長 亀嶋千明 氏



2.22 第6回名古屋市内法人会青年部会合同事業

名古屋国際ホテル

第1部 「名古屋法人会ご当地クイズ」

第2部 大合同懇親会



3.13 経営研修会

(株)白木 白木 一郎 氏 (青年部会顧問)

(株)ジック 後藤 圭治 氏 (青年部会役員)

サンポッカサービス(株) 佐々木恒樹 氏 (青年部会役員)

◇健全な企業経営のためのヒントや苦勞などを部会員よりご紹介いただき、自社経営に活かせるところを吸収し、会員相互の情報交換と交流を深める機会となった研修会でした。



役 員 会

12.26

2. 18

1.23

3. 6 40周年記念事業拡大委員会



租税教室出前授業

平成30年 12. 3(月) 名古屋市立守山養護学校 2クラス

平成30年 12.18(火) 名古屋市立楠西小学校 2クラス

平成31年 1.16(水) 名古屋市立瀬古小学校 4クラス

平成31年 1.28(月) 名古屋市立飯田小学校 2クラス



消費税の軽減税率制度について

名古屋税理士会名古屋北支部 松浦秀和

1. はじめに

会員の皆様におかれましては、昨今のニュース等で 2019 年 10 月に消費税が 8% から 10% に引き上げられることがより現実的なものと感じられるようになってきたと思います。まず、消費税増税の背景として、消費税率を段階的に 10% に引き上げ、増収分のすべてを年金や介護の社会保障財源に充てることを目的とし、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 68 号）が施行され、当時 5%（うち地方消費税率 1.0%）であった消費税率を 2014 年 4 月から 8%（同 1.7%）へ、2015 年 10 月には 10%（同 2.2%）へ引き上げることが明記されました。

しかしながら、同法の附則第 18 条には、経済状況が好転しなければ、増税を見送るとの景気条項が盛り込まれており、景気条項に基づいて 2015 年 10 月から実施予定であった税率 10% への引上げを 2017 年 4 月まで延期することが表明され、さらには、2016 年 6 月に 2019 年 10 月まで再延期することが決まりました。

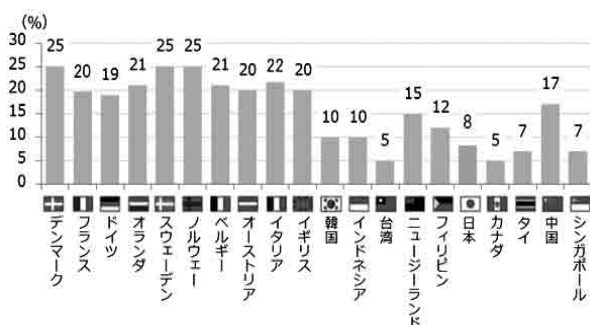
安倍総理は、「リーマン・ショック級或いは大震災級の事態にならない限り消費税は予定どおり引き上げていく。この基本的な考え方に変わりはないわけであります。」と答弁しており、今後新たに法改正等がされなければ、2019 年 10 月には「消費税 10%」の時代がやってきます。

2. 各国の消費税率と所得税及び住民税の負担水準

日本の消費税率と各国の消費税（付加価値税）とを比較しました。

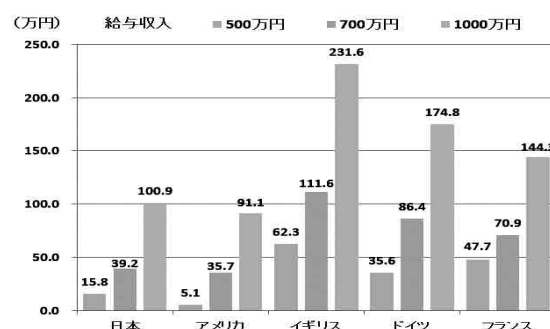
日本は各国と比べて消費税率や所得税・住民税の負担水準が決して高くなく、むしろ低い方だと思われます。

消費税（付加価値税）の標準税率（2018年1月現在）



消費税（付加価値税）の税率を示したグラフです。
【出典：国税庁HPより】

所得税・住民税の負担水準の国際比較



※日本については2018年分以降、諸外国については2018年1月現在
所得税と住民税の負担水準を給与収入の例で分けて比べたグラフです。

3. 消費税の逆進性の問題

経済格差を緩和する「所得の再分配」の役割を持つ税制には、高額所得者ほど高い税率を課す「累進税」と所得の大小を問わず同じ税率を課す「比例税」がありますが、すべての商品に同じ税率をかける消費税は一見して比例税に見えますが、実質的には所得が高いほどその負担が小さくなっているのが現状です。もちろん、高所得者は高い商品やサービスを消費するので消費税の相対的な支払額は大きくなりますが、所得に占める消費税の割合からすれば、高額所得者よりも低額所得者のほうが大きくなります。

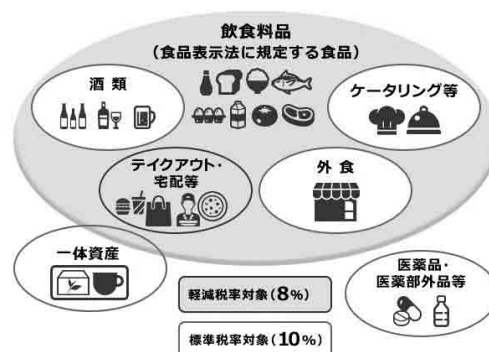
これは、豊かな人も貧しい人も同じく負担するという消費税の逆進性の問題が指摘されています。

4. 消費税増税の負担軽減策

(1) 軽減税率の実施

消費税増税対策の中でも、早い段階で対策が打ち出されたのが「軽減税率」です。軽減税率とは、日常生活に必要なものを旧消費税の 8% に据え置く対策のことであり、現状の対象品目は飲食料品と新聞となっています。（対象となる新聞は、社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、かつ定期購読契約に基づくものです。）

■軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



(2) キャッシュレス決済へのポイント還元制度

クレジットカードや電子マネーなど現金を使わずに中小店舗で決済すると、代金の 5% がポイントとして還元される制度です。

コンビニエンスストアでは 2% が還元され、この制度は政府がもともとキャッシュレス決済を進める狙いもあり、消費税増税後の景気対策の切り札として制度導入を決めました。

しかしながら、キャッシュレス決済の手段を持たない高齢者や子どもは還元を受けられないといった問題や発行元自体が多額のシステム改修費用や導入までの期間が短いなどを理由に参加を見送る動きが出始めており、政策効果が限定的になるとの意見も出ています。

(3) その他

その他には、「幼児教育等の無償化」として 3 歳から 5 歳のすべての子どもを持つ世帯での幼児教育の無償化、住民税非課税世帯でのすべての 0 歳から 2 歳児を対象とした無償化が全面的に実施されます。さらには、「プレミアム商品券」の発行で政府で検討されているのは、購入対象者が住民税非課税世帯に加え、幼児教育無償化の対象とならなかった 0 歳から 2 歳の子どもを持つ世帯です。商品券は 1 人当たり最大 2 万 5,000 円分（購入価格は 2 万円）まで購入することができる等が負担軽減策として盛り込まれています。

5. 区分記載請求書等保存方式と事業者の対応

(1) 区分記載請求書等保存方式

軽減税率の実施に伴い、消費税率が標準税率と軽減税率の複数税率になるため、課税事業者の方は、2019 年 10 月 1 日から仕入税額控除の適用を受けるため区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

また、2023 年 10 月 1 日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

期間	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式
帳簿	①相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	(左記に加え) ⑤軽減税率の対象商品である旨
請求書等	①請求書の発行者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名又は名称	(左記に加え) ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額

(2) 事業者の対応

事業者は、税率の異なるごとに売上や仕入（経費）を区分経理した上で、申告・納税が必要となります。

具体的には、①軽減税率の対象となる商品の売上及び仕入（経費）の両方がある課税事業者、②軽減税率の対象となる商品の仕入（経費）のみがある課税事業者、③軽減税率の対象となる商品の売上がある免税業者は、必要な対応として

- ・ 交付する請求書等は、区分記載等請求書
- ・ 取引先等から区分記載請求書等を受領し、取引を税率が異なるごとに記帳
- ・ 区分経理に基づき、税額計算する。

6. おわりに

消費税増税や軽減税率の実施については、消費者の視点、事業者の視点から見ても、様々な問題を抱えていると思います。ただ、「借金大国日本」が、今後迎えるであろう少子超高齢化社会で必要な財源を確保することは急務であることも事実です。私自身、税理士としてみなさんに税金をわかりやすく、正しく理解してもらえるように自己研鑽に励んでいきたいと思っています。

大鏡餅奉納成就に大感謝

瀬古支部 森藤技研工業(株) 森 藤左エ門



(中央が本人)

国府宮はだか祭大鏡餅奉納名古屋市守山区奉賛会の森藤左エ門でございます。守山区民総出の、熱気、喜び、そして汗と涙の大鏡餅奉納が37年ぶりに成就することが出来ました。多くの皆様方への感謝の気持ちを込めて、奉納を振り返ってみたいと思います。

一昨年11月に発起人会、昨年5月に設立総会、同じ月に「お田植祭」からはじまり、約1年以上にわたり、奉賛会の皆様と準備に明け暮れてまいりました。長い期間でしたが、あっという間の共友の時間でした。

公職者の皆様を相談役に、区内の多くの各種団体の代表の诸位を顧問に、そして各組織から選りすぐった方々を、16の事業部会の責任者、推進者になっていただき、また奉賛会の会員の皆様に事業部会の委員になっていただきました。

夏以降本年2月まで、月に数回、委員の诸位には仕事が終わってから、区内の各集会場に集まっていただき会議を重ねていただきました。部会によっては、内容をめぐって、喧々囂々と口論する場面もたびたびございました。ただ大きな目標に向かう皆様の気持ちが推進力となり、少しずつですが準備が整っていきました。

もう一つの準備期間の大きな柱は、奉納にかかる膨大な費用を、区民の皆様、企業・団体の皆様に会員になっていただくとともに、浄財を奉納いただくことでした。早い時期から会員になっていただける方々も見えましたが、ひとえに私の責任でしたが、昨年末になっても、目標募財額の6割程しか集まりませんでした。元旦から役員の皆様と、初詣で行かれる道々で、チラシを配布させていただいたのは、今でも回想いたします。

又各事業部の方も、年明けからは、行事が迫る中、次から次と実務的な課題が出てきて、解決したらまた問題噴出と、モグラたたきのような状態が直前まで続きました。各事業部の責任者、委員の方々そして事務局の方々には申し訳ない気持ちの日々でした。そして募財の方は、年明けから多くの奉賛会の皆様のおかげでどんどん広がりを見せ、1月末には目標額のめどがたちました。

事業部会推進の方も、連日連夜の打ち合わせでしたが、最初の大きな行事橙づくりが始まるころには、大きな自信と少しの心配、そして尾張国府宮の神事につながる奉納をさせていただくという誇りで、役員、委員皆様の顔にも喜びといい緊張感がありありとうかがえるようになってきました。誠にありがたいことでした。

そして1日がかりの橙作りから始まり、2月11日志段味会場でのメイン行事大鏡餅つき、そして15日区内パレード、16日国府宮への奉納パレードと好天気と、想像を絶する多くの皆様のご参集によって、奉納成就することが出来ました。

17日はだか祭り当日には、私や副会長達はじめ、守山の有志の面々で出させていただきました。翌日18日には、奉納のお餅を、区内の皆様にお礼の気持ちとともに、お分けするべく最後の行事を行いました。

今は達成感と脱力感とそして、何回もわいてきますが大きな喜びと感謝に堪えません。

まだ会計決算と解散総会そして記録集作成がございますが、この行事を通じて多々感動的な出来事がありました。その中で私が遭遇した出来事の一つを紹介させていただきます。

重さ4トン大鏡餅を守山区内くまなくパレードする日の事です。最初の停車会場のJA志段味支店に200名は参集いただいているかという中へ、車列が入り、お披露目をしている最中、飾りつけトラックの横にいた私のところへ、まだ1歳にならない赤ちゃんを抱いた若い女性が、寒い中ずーと私を見つめておられました。そしたら躊躇しながら近づいてこれ、「私の大事な長男を抱っこして、お餅をバックに写真を撮らせてください、ずーと大事にします。」と言われ、赤ちゃんを抱っこした私の写真を撮られたら、名前も聞く間もなく、赤ちゃんとともに群衆の中に小走りに入って行かれました。

赤ちゃんが物心ついたとき、お母さんから守山のお餅奉納が語り継がれて、何度も奉納行事が受け継がれるんだなあ、と胸に熱くなるものがこみ上げてきました。それから三時間余り、オープンカーから見る一生懸命手を振る何百名の区民の皆様には、寒さも忘れ感謝の気持ちで、私も精いっぱい手を振り続けました。

最後に、奉賛会の皆様、1年間ずっとご指導いただいた鉄鉦会（神男OB方々）の皆様、そして国府宮宮司様はじめ神職の皆様、稲沢お地元の皆様へ心から感謝の気持ちで終わりたいと思います。



え 税に関する 絵はがきコンクール

応募作品

名古屋北
税務署長賞

名古屋北法人会
会長賞

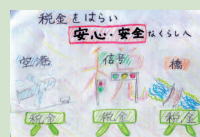
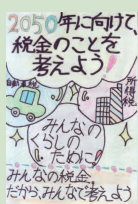
奨励賞

奨励賞



名古屋北法人会
青年部会長賞

名古屋北法人会
女性部会長賞





活動レポート

研 修 会

1.22 新春名古屋北税務署長を囲む会

(青年部会と共催)

ガーデンレストラン徳川園

「名古屋北税務署長の新春放談」

名古屋北税務署長 亀嶋千明 氏



去る1月22日、ガーデンレストラン徳川園にて、新春名古屋北税務署長を囲む会を、青年部会と共催で開催しました。

当日は、名古屋北税務署から亀島署長様、山手副署長様、前田統括官様、親会より川邊副会長様、石原副会長様にご出席いただきました。

はじめに亀島署長様から飛び出るユーモア溢れたお話とウィットなクイズで会場は盛り上がりしました。

そしてお待ちかねのランチタイム。日本庭園を望む素敵な空間で、見るに美しく繊細で美味しいフレンチコースを楽しい会話と共に満喫しました。

本年は女性部会が取り組んでいる小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の奨励賞を参加者の皆さんに投票してもらう場を設けました。絵はがきの展示パネルの前では投票作品を選ぶ姿が見られ、終始和やかな雰囲気の中終了しました。

(女性部会 林 美支子)

2.14 税務研修会

「事業継承と相続・贈与など・など」

名古屋北税務署資産課税統括官 福澤 進 氏



役 員 会

1.16

1.22

2.14

3.13

3.27 事業委員会

第8回

税に関する 絵はがきコンクール



受賞者表彰式

日時／2月24日(日) 14:00

場所／北法人会研修室

「税に関する絵はがきコンクール」も今年で8回目を迎えました。毎年、応募数が増えてきて、今年度は、156通の応募がありました。小学校トワイライトスクール、学童保育所、北法人会イベント行事時の配布に加え、新しく北区の小学校20校、守山区の小学校19校、両区で39校の6年生を対象に応募用紙を女性部会役員で配布し作品の応募を呼びかけました。「税に関する絵はがきコンクール」に今回初めて対応いただける小学校が大半で、馴染みが無いため応募者は数名でした。次回は応募者が増えるような対策を講じていきたいと思います。

今年は従来の税務署長賞1名、北法人会会長賞1名、青年部会長賞1名、女性部会長賞1名に、女性部会主催「新春名古屋北税務署長を囲む会」(青年部共催)において女性部会員の投票による奨励賞2作品を選びました。

2月24日、午後2時より受賞者6児童の表彰式が、名古屋北税務署の方々、御父兄様、北法人会の役員にご臨席たまわり、法人会研修室で表彰式を行いました。

御出席の皆様、ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

例年は、カードによる「税に関する神経衰弱ゲーム」を行っていましたが、今年は、税を題材とした「税金かるた」を受賞者によるチーム戦で行いました。税金かるたに出てくる税金について名古屋北税務署統括官より説明もあり、児童並びに御父兄様に、とても楽しんで頂き、大変盛り上がり、研修室も笑顔でいっぱいでした。

今後も「税に関する絵はがきコンクール」を浸透させて、税知識向上と税を身近に感じていただけるよう活動を広げてまいります。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



(事業委員 矢澤よしみ)

「AIが創りだす 今後の30年間の世界」

講師／富士通株式会社 常務理事
首席エバンジェリスト兼エバンジェリスト推進室長
いわお
中山 五輪男 氏

日時／平成31年2月13日(水) 13:30～15:00
会場／日本特殊陶業市民会館

プロフィール

1964年5月 長野県伊那市生まれ
法政大学工学部電気電子工学科卒業。
2001年 複数の外資系ITベンダーを経てソフトバンクに入社。
法人事業戦略本部戦略事業統括部首席エヴァンジェリスト。
2017年8月富士通の常務理事首席エバンジェリストに就任。
これまでスマートデバイス、クラウド、ロボット、AI、IoTの5
分野を得意分野とし年間約300回の全国各地での講演活動
を通じてビジネスユーザーへの訴求活動を実践。執筆活動や
TV番組出演での訴求など、エバンジェリストとしての活動をし
つつ、国内30以上の大学での特別講師も務めている。

キーワードはデジタルトランスフォーメーション

私は大学を卒業後に外資系コンピュータの会社3社を経てから、ソフトバンクに入社、約16年間いろいろなプロジェクトを担当し、2017年夏に富士通に転職しました。現在は富士通の製品・サービス・最新技術などを広めるのが私のミッションです。

米国アップル社が公認する、日本人でiPhoneのエバンジェリスト（伝道師）は私と孫正義氏の2人だけですので、ソフトバンクでもエバンジェリストとして活動をしていました。

今年のITビジネスを予想したいと思います。電波新聞の「2019年の注目分野と技術トレンド」によれば、デジタルトランスフォーメーション分野で晴れマークがついているのは「クラウド」「AI／BI(ビッグデータの分析)」「IoT」です。

働き方改革分野では「クラウド」「チャットボット」「RPA」です。すでにRPAの導入が始まって



いますが、RPAとは定型的な事務作業を自動化するテクノロジーです。

パソコンはWindows7からWindows10への移行が本格化されています。

サービス分野では「クラウド」、セキュリティ分野では「サイバー攻撃対策」「IoTセキュリティ」「SOC(セキュリティ オペレーションセンター)」に晴れマークがついています。

最近よく使われる「デジタルトランスフォーメーション(DX)」はIT世界の一番重要なキーワードです。これは第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ、アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して新しい製品やサービス、ビジネスモデルを通じて競争上の優位性を確立することで、多くの企業がDXで自分たちの施策を考えています。

現状を把握し過去を振り返り未来を予想

間もなく平成の時代は終わります。1989年から平成はスタートしました。その年にベルリンの壁が崩壊、平成7年にはサリン事件がありました。平成10年長野オリンピック開幕、この頃には平成のバブルは終わっていました。平成20年私の人生を180度変えたiPhoneが登場しました。

これから平成を超える激動の時代がやってくると言われています。シンギュラリティの到来です。「シンギュラリティ」、つまり2045年頃にはAIや

最新テクノロジーが人間を追い越していった、世界が大きく変わるというのです。これからどうなっていくのか。現状を把握し過去を振り返り未来を予想することが大事です。

平成30年秋、世界の企業の時価総額ランキングの1位はアップルでした。その後マイクロソフトが抜き、アマゾンが抜き、翌週マイクロソフトが抜き、現在の1位はマイクロソフトです。2位がアマゾン、3位がアルファベット（グーグル）、4位はアップルです。このトップ4は強いです。共通しているのはイノベーション経営で成り上がってきたことです。イノベーション経営は大事なキーワードです。

ではバブル全盛のときはどうだったのか。世界1位はダントツでNTTでした。2位は日本興業銀行、3位住友銀行、4位富士銀行、5位第一勧業銀行、やっと6位が当時世界No.1のコンピュータメーカーであったIBMでした。それが、今から20年ほど前にインターネットと言う言葉が使われ始め、インターネットの波が押し寄せてきたのです。しかし当初は日本企業の経営者たちは、インターネットもiPhoneもやらないほうが良い。怖い!の一点張りで、その価値に気づいていませんでした。

バーチャルリアリティが変える経済のカタチ

これから来るのはバーチャルリアリティー（VR・仮想現実）の波です。今後数年間で5倍以上の市場の成長が見込まれています。アッと言う間にテレビの市場をVRが越えてしまうでしょう。スマホ世代と言われる子どもたちはテレビを観ません。動画をユーチューブで観ます。ラインで友達とコミュニケーションして、iPhoneのゲームで遊ぶ。そんな彼らがVR世代へと変わるのです。

VRで生活は大きく変わります。ショッピングは、ネットで人工知能とユーザーが会話をして買



い物をします。旅行も家に居ながら、あたかも海外に旅行をしているような体験ができます。医療面では、バーチャルで手術直前のリハーサルができますので、手術が正確で短時間になります。

会議室で会議はしません。アバター（自分の化身）が仮想空間の会議室に集まり会議が進められます。

VR元年と言われた2016年まではVRでゲームをつくっていたのですが、近年は企業向けのVRコンテンツ制作にシフトしてきて、今年の世界のVRの市場予想では65%がビジネスの目的で利用され、2022年には80%に上昇するだろうと言われています。

企業が期待を寄せるのは「疑似体験」の効果です。介護スタッフのVR空間の中での社員研修や、高層ビルの建築現場では、予想外の危険をVRで体験することで事故が減ることが期待されています。

トヨタ自動車はマイクロソフトのホロレンズを導入することで、例えば工場に大きな機械を設置するとき、搬入・搬出、置く位置の確認など事前に検証しハプニングを防げます。

脳にチップを埋め込む

もっとすごい時代がきています。例えば難治性てんかんの患者さんは、発作を起こすと倒れて危ないのですが、患者さんの脳にチップを埋め込んでおくと、「あと30分以内に発作を起こす可能性が何%です」と教えてくれますので事前に対処できます。自分の身を守るためにチップを頭に埋め込む時代がやってくるそうです。

電気自動車テスラのイーロン・マスク氏、フェイスブックのマーク・ザッカーバーグ氏も「心と



コンピュータ」の開発にとっても興味をもっています。マーク氏は、心で思うだけでテキストを入力できるインターフェースを開発しています。例えば、スマホを持っていて、今何時だっけ?と思うとスマホが反応して時間を教えてくれます。お腹が空いたのでコンビニに入り買い物をして「幾らだっけ?」と心でつぶやくだけで、合計金額を教えてくださいののです。

優秀なAIを搭載したロボットは私たちの仕事を手助けしてくれますし、人間を乗せて飛ぶことができるドローンも開発中です。空飛ぶ自動車をトヨタ自動車も開発しています。

「ソサエティー 5.0」

いま日本が提唱しているのは「ソサエティー 5.0」、仮想空間とリアルな空間を高度に融合したシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。

キーワードは「ドローン宅配、AI家電、遠隔医療、スマート農業、スマート経営、自動走行」です。

車にはいろいろなセンサーがついていて、周りの状況を把握し対策をとりながら走行します。私も最新のAIを搭載した自動運転の車を購入したのですが、高速道路では回りの状況を判断して自動で走行してくれますから、私はほとんど手足は使いません。ウインカーを出すと前後左右を確認して車線変更してくれます。道路の標識も認識してくれます。駐車場ではピタッと正確に停まります。

「AI×働き方改革」ですが、富士通はマイクロソフトと手を組み、働き方改革システム「Zinrai for 365ダッシュボード」を開発しました。一人ひとりの社員の働き方をグラフで「見える化」したツールです。何が原因でプロジェクトが停滞して

いるのか、どうすればデキる社員に変わるのか。ダッシュボードが業務状況を分析し、問題が発生している箇所にはアラームが表示され、アラームをクリックすると詳細を確認することができます。社員の働き方を「見える化」して初めて働き方改革の対策ができるのです。

昨年、富士通で実際に使ってみましたが、社員一人当たり一日43分を創出することができました。その時間はコア業務に回すことができます。

新しいことに取り組む勇気

日本はキャッシュレス決済手段の種類が豊富ですが、なかなか浸透していません。キャッシュレスが進んでいるのはスウェーデンで、現金の使用率は4年前で1.7%です。

中国ではキャッシュレス化が爆発的に進んでいます。テンセントグループの取引額は133兆円、アリババPayは188.7兆円です。

中国のレストランでは、スマホでメニューを選んで決済、注文はキッチンの画面に表示され料理人にすぐに伝えられ効率がいいです。地元の市場にもQRコードが貼られていて現金なしで決済可能です。

ネット決済は、支払い状況を基に点数で個人を格付けし、それによって受けられるサービスに差がつきます。国はその格付けデータを利用し情報を管理する制度の構築に取り組み始めました。個人情報二次利用、三次利用は中国では当たり前です。

日本でも、みずほ銀行とソフトバンクが手を組んで、Jスコアという会社をつくって企業をランキング、ランキングの高い企業には低い金利で貸し付けしています。これが個人に発展するのは時間の問題です。

キャッシュレスの課題もありますが、日本もこれからはキャッシュレス社会に入っていきますので、皆様はキャッシュレス対応をした店舗づくりをしてください。

勇気をもって新しいことに取り組むことが大事です。新しいことにどんどんチャレンジされることをお勧めします。

※この記事は平成31年2月13日（水）の講演を要約したものです。
文責／公益社団法人 名古屋北法人会

新会員紹介

2018.12.1～2019.3.31（敬称略）

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨社
清水	(株)デイトレーディング 北区清水1丁目9-10	山 本 貴 子 951-2211	オートバイ販売修理	ヒラテ産業(株)
清水	松下照子 北区清水3丁目8-21	松 下 照 子 915-7244	不動産賃貸業	松下建設(株)
金城西	(株)プロデボ 北区田幡1丁目7-8	永 江 智 也 090-9935-7598	映像制作	ユニック中部販売(株)
若葉	(株)エフシステム 北区憧旗町2丁目34-3	川 合 政 彦 916-3476	電気工事業	
北陵	(株)クリエイティブ・アール 北区安井4丁目5-2	小 出 正 人 740-3678	建設業	
楠	(株)来光工業名古屋営業所 北区楠4丁目505	玉 利 貞 雄 901-6262	工作機械部品の 製造販売	川辺建設(株)(清水)
楠	(株)Cube Space Design 北区楠4丁目619-2	武 智 等 903-0134	建築設計監理	
楠	(株)トラスティ 北区如意1丁目-175	津 田 信 人 508-5435	内装工事業	
楠	(株)ベストリイム 北区会所町225	南 由紀男 908-0055	美容材料卸販売	
守山	(同)タケウマ 守山区中新16-8	菅 沼 篤 559-1724	システム開発	名昭産業(株)(大森)
守山北	(株)クラウンコーポレーション 守山区大永寺町283	山 田 孝 793-1030	リサイクルショップ	
守山北	いろは塗装 守山区川宮町379	石 川 郁 也 739-7000	塗装業	
守山北	(株)Serendipity-J 守山区新守町49-1	辻 正 裕 768-7593	整体サロン及び エステティックサロン	名古屋銀行守山支店 (株)ナカシロ

5月～6月は、 組織拡大“特別増強月間”です

全国の法人会
で取組めます!



平成30年度は、「役員一人一社以上の獲得」に向けた推進策として、6月を特別増強月間に設定し、法人会役員による新規会員の加入勧奨を全国で推進したところ、一定の成果が得られました。

社会貢献活動を通じて地域の振興に寄与することを行動規範の一つとする法人会にとって、組織の拡大充実を図ることは大変重要です。

このため、本年度は法人会役員の改選期である5月～6月を“特別増強月間”に設定し、新旧役員による加入勧奨を更に推進することと致しました。

役員各位の一層のご協力をよろしくお願いします。

北法人会の行事

税務関連の研修

2. 6 税務教室（第4回副署長講演）

「税務調査あれこれ」

名古屋北税務署副署長 山手健次 氏

◇厳しい査察調査の実情や、脱税は絶対に割に合わないことなど、ご自身の経験を基にお話されました。この研修でしか聴けない話もあり、とても参考になりました。



2. 6 決算期別説明会

「決算・申告のポイント」

「税制改正のあらまし」

名古屋北税務署法人課税部門担当官

◇自主点検チェックシートを使用するなどして、申告に当たって留意すべきポイントについて、丁寧に説明がありました。



役員会

12.11 運営会議

12.11 本部理事会

1.21 運営会議

1.21 本部理事会

2.22 広報委員会

2.25 事業委員会

3. 6 運営会議

3. 6 本部理事会

3.28 税制委員会

支部報告

活動レポート

3.30 若葉支部 「黒川友禅流し 桜まつり」

◇租税教育活動の一環として税金クイズを行いました。5年前から行っている活動です。来年はお花見がてら、お子様と一緒にぜひお出かけ下さい。



役員会

1. 25 楠支部

2. 12 守山6支部長会議

2. 14 大森支部

2. 15 杉村・大杉・清水支部代表会議

2. 15 守山支部

2. 20 北陵支部

2. 21 小幡支部

2. 28 守山北支部

3. 4 杉村支部

3. 5 瀬古支部

3. 14 金城西支部

＜名古屋北法人会事務局からのお願い＞

平素は法人会活動にご理解ご協力頂きありがとうございます。

下記事項について、平成23年4月以降に変更され、まだ法人会事務局へご連絡頂いていない事項が有りましたら名古屋北法人会事務局までFAXでご提出下さいますようお願い申し上げます。

◇法人所在地の移転・変更 ◇法人の組織・社名変更 ◇代表者の変更 ◇決算期の変更
◇資本金・出資金の変更 ◇事業種目の変更 ◇電話番号・FAX番号の変更

変 更 届

公益社団法人名古屋北法人会宛

年 月 日

変更前の内容(旧) 変更内容にかかわらず全てご記入下さい。

お届住所 又は所在地	〒 — TEL — FAX —					
フリガナ						
お届法人名						
フリガナ						
役職 代表者名						
資本金	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">万円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業種目</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">決算期</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月期</td> </tr> </table>	万円	事業種目		決算期	月期
万円	事業種目		決算期	月期		

*** 下記事項に変更がありましたので連絡いたします。** ☐ にレ点を付けて下さい。

☐ 法人所在地の移転・変更 ☐ 法人の組織・社名変更 ☐ 代表者の変更 ☐ 決算期の変更
☐ 資本金・出資金の変更 ☐ 事業種目の変更 ☐ 電話番号・FAX番号の変更

変更後の内容(新) 変更箇所のみご記入下さい。

お届住所 又は所在地	〒 — TEL — FAX —					
フリガナ						
お届法人名						
フリガナ						
役職 代表者名						
資本金	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">万円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業種目</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">決算期</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">月期</td> </tr> </table>	万円	事業種目		決算期	月期
万円	事業種目		決算期	月期		

*** ご加入頂いています関連会社が複数ある場合は、コピーしてご使用下さい。**

*** 資本金が変更になった場合は、年会費が変更になる場合があります。(4ページ参照)**

* ご提出頂いた個人情報、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、並びに福利厚生制度のご案内など本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

公益社団法人名古屋北法人会事務局 TEL915-3886 FAX915-3850



一般社団法人愛知県法人会連合会-AGS(株)提携

企業情報・ 格付情報照会サービス

簡単、低料金で
ご利用できます

取引先・調達先の企業信用調査、こんな課題はありませんか？

与信・債権管理を強化

取引の可否判断

客観的な指標

コスト削減

取引先情報の変化をキャッチ

情報収集の時間削減

初期登録料・月額基本料0円!従量料金制
金融機関の融資審査ノウハウを活用した企業信用格付を提供

格付



企業情報

Webで
情報収集

¥

格付に応じた
与信限度額算出



変更情報を
モニタリング

機能一覧とご利用料金(法人会会員様特別価格)

取得可能な情報	内容	ご利用料金(税別)
スコアリング信用格付	企業の信用状態を倒産確率に基づき9段階で格付	800円/件
企業情報	基本情報、評点、業績、取引先、仕入先など主要項目及び履歴	1,200円/件
財務情報	財務5帳票(損益計算書・貸借対照表・株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書・財務比率)	2,000円(1期・2期)/件 3期以上同時照会1,000円/期
与信管理ファイル (継続管理)	照会した企業の登録・継続管理	1件から9件まで1,000円/月 10件以上100円/月(×登録企業)
一括洗替	スコアリング信用格付の一括更新	500円/件
簡易取材	電話取材調査の依頼(商業登記他、評点業績など)	1,000~5,000円/件
取得決算書の格付	独自入手の決算情報による格付	800円/件
条件検索	地域・業種・格付などから対象企業を抽出	800円/回

本サービスは東京商工リサーチの企業情報、財務情報を元にAGSが金融機関の融資審査システム開発で培ったノウハウを基に企業の信用格付をご提供しています。その他、海外企業のレポートやコンプライアンスチェックもご利用いただけます。海外企業のご利用金額は別途お問合せください。

画面サンプルはホームページからご参照ください。 <https://www.ags.co.jp/nw/aichi>

※本サービスは、愛知県法人会の会員の皆様に対して、AGS株式会社の与信管理サービス「NeuroWatcher(ニューロウオッチャー)」を通して(株)東京商工リサーチやエクスペリアンジャパン(株)の情報を提供するサービスです。

【お問い合わせ先】



AGS株式会社

法人企画部

TEL:048-877-3359

メール:hojinkai.ml@ags.co.jp



通常総会、 記念講演会のお知らせ

日時／令和元年6月5日(水)

通常総会 13時30分～14時45分

記念講演会 15時00分～16時30分

場所／名古屋市東文化小劇場

名古屋市東区大幸南1-1-10

カルポート東4階

記念講演会

「日本の政治経済の本当の姿と今後の展望!」

～現場で見た、今起きていること、これから起こること～

経済ジャーナリスト 須田 慎一郎 氏

1961年、東京生まれ。日本大学経済学部卒。経済紙の記者を経て、フリー・ジャーナリストに。「夕刊フジ」「週刊ポスト」「週刊新潮」などで執筆活動을続けるかたわら、「ビートたけしのTVタックル」、「そこまで言って委員会NP」、「須田慎一郎のこんなことだった!!誰にもわかる経済学」他、テレビ、ラジオの報道番組等で活躍中。

* 記念講演会は一般の方も聴講できます。名古屋北法人会事務局へお問い合わせ下さい。(参加費無料)

* 公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.144

令和元年5月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会
印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>



法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様**月1件のご相談まで無料**で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。※
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3～24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



ご利用はこちらから